諮問庁:国立大学法人東京大学

諮問日:令和4年12月5日(令和4年(独情)諮問第93号)

答申日:令和6年2月1日(令和5年度(独情)答申第95号)

事件名:特定シンポジウムの開催に関する文書の一部開示決定に関する件(文

書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書1」という。)を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。)を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月21日付け第2022-25号により国立大学法人東京大学(以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、令和4年5月18日、法人文書開示請求書を東京大学法人理事長に提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には別紙の1に掲げる文書を開示する旨記載している。

(2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

この法人文書開示請求に対し、令和4年6月23日、法人文書開示決定通知書が決定通知されている。開示する法人文書の名称として「特定部局保有の特定会場使用許可書(特定年月日開催「特定シンポジウム」)(1枚1頁)」旨記載されている。不開示とした部分とその理由として「特定会場の使用許可書以外は、保有しておらず不存在。」旨記載されている。

(3) 法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記開示決定は、不当かつ違法である。まず、開示文書である特定会場 使用許可書において「特定会場に関する以下の申込を受理

し、使用を許可します。」旨記載されている。この使用許可書の宛先は、「東京大学特定附置研究所特定研究室 特定教員様」となっているので、特定教員から使用申込書が提出されているのでこの使用申込書も開示していただきたい。さらに、使用申込から使用許可までの文書も開示していただきたい。

尚,開示文書とともに,「現在,新型コロナウイルス感染拡大防止のため,当面の間,臨時閉室としており,閲覧による法人文書の開示を行っておりません。文書番号2022-25号につきましては,複写機により複写したものの郵送を以って開示とさせていただきます。」旨記載した書面が届いたが,本来,閲覧から複写用紙の送付に請求人の了解なく変更することは本来認められるべきでない。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた法人文書開示決定(第2022-25号・令和4年6月21日)を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について不開示とした理由

本件対象文書は、「特定年月日の特定シンポジウムの開催に関する文書」であり、東京大学では、本シンポジウムは外部の任意団体が主催するシンポジウムで、東京大学での法人文書はないものと想定していたが、シンポジウム会場が東京大学の特定会場であったため、特定会場担当者に確認したところ、使用許可書を保有していることが確認できた。よって、その使用許可書を本件対象文書に特定し、全部開示決定を令和4年6月21日に行った。

これに対して審査請求人は、令和4年9月12日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しと、さらなる法人文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する諮問庁の見解

審査請求人は、「使用申込者から使用申込書を提出しているので、使用申込書も開示していただきたい。さらに、使用申込から使用許可までの文書も開示していただきたい。なお、閲覧の申出書を提出したが、「現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面、臨時閉室としており、閲覧による法人文書の開示を行っておりません。複写機により複写したものの郵送を以って開示とさせていただきます。」旨記載した書面が届いたが、閲覧から複写用紙の送付に請求人の了解なく変更することは本来認められるべきではない。東京大学の開示決定は、不当かつ違法であるため、取消すべき。」旨主張し、処分庁の開示決定の取消しと、さらなる法人文書の開示を求めている。

このような審査請求人の主張を受け、特定会場の担当者において当時のシンポジウム資料を改めて確認したところ、確かに、使用申込者からの

「特定会場使用許可申込書」,「利用規約・同意書」,及び「収録に関する利用確認・同意書」についても保存していることが判明した。上述のとおり,この度の開示請求に対し,特定会場の使用許可書のみを全部開示決定していたところではあるが,学内で十分議論を行い,かつ,審査請求の趣旨も踏まえ,新たに見つかった「特定会場使用許可申込書」,「利用規約・同意書」,及び「収録に関する利用確認・同意書」を改めて本件対象文書に特定することが適当であると考える。

上記のように改めて特定するべきであると考える文書については、全部 開示とするのが適当であると考える。

なお、審査請求人は文書の開示実施について、閲覧を申し出たにもかかわらず、写しの交付に変更されたことについて認められるべきでない旨主張しているが、開示実施の7月末は、新型コロナウイルス感染拡大防止等の関係で窓口を臨時閉室としている時期であり、この審査請求人に限らず、窓口での交付や閲覧対応は行っていなかったため、その旨記載したお手紙を添えて説明し、文書を送付したところである。

以上の理由から、本件審査請求については、原処分を取り消し、本件対象文書を改めて特定した上で、その特定した文書については全部開示するのが妥当であると判断するものである。

3 結論

以上のことから,諮問庁は,本件について原処分を取り消し,本件対象 文書を改めて特定し、その特定した文書について全部開示するのが妥当と 考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和5年12月21日 審議
- ④ 令和6年1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書1を特定し、開示し、本件対象文書1以外は保有しておらず 不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は使用申込書及び使用申込から使用許可までの文書について も開示すべきであるとして原処分の取消しを求めるところ,諮問庁は,本 件開示請求の対象として本件対象文書2を改めて特定し開示すべきである としている。

なお、審査請求人は文書の開示実施について、閲覧を申し出たにもかか

わらず,写しの交付に変更されたことについて認められるべきでない旨主 張しているが,開示の実施方法に関しては,法19条に基づいて諮問すべ き事項に当たらないため,当審査会が答申すべき対象であるとは認められ ない。

したがって,以下,本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおお以下のとおり説明する。
 - ア 審査請求書における審査請求人の主張を受け、特定会場の担当者に おいて当時のシンポジウム資料を改めて確認したところ、確かに、使 用申込者からの「特定会場使用許可申込書」、「利用規約・同意書」、 及び「収録に関する利用確認・同意書」についても保存していること が判明した。
 - イ 特定会場の使用許可書(本件対象文書1)のみを全部開示決定していたところではあるが、学内で十分議論を行い、かつ、審査請求の趣旨も踏まえ、新たに見つかった「特定会場使用許可申込書」、「利用規約・同意書」、及び「収録に関する利用確認・同意書」(本件対象文書2)を改めて本件請求文書に該当する文書として特定することが適当であり、全部開示とするのが適当であると考える。
 - ウ 改めて関係部局の執務室,書庫及び共有フォルダ等を探索したが, いずれにおいても,本件対象文書以外に本件請求文書に相当すると判 断し得る文書の存在は確認できなかった。
- (2) 当審査会において,諮問書に添付された本件対象文書2を確認したところ,本件請求文書に該当すると認められる。また,上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然,不合理な点があるとはいえず,これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、東京大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象 として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書 2 を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、東京大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは

認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之,委員 石川千晶,委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求文書

下記括弧書に記載されているように、特定年月日に特定シンポジウムが開催されているが、この開催に関する文書。「特定シンポジウム(略)」

2 本件対象文書1

特定部局保有の特定会場 使用許可書(特定年月日開催「特定シンポジウム」) (1枚1頁)

3 本件対象文書 2

文書1 特定会場使用許可申込書(1枚1頁)

文書2 利用規約・同意書(1枚1頁)

文書3 収録に関する利用確認・同意書(1枚1頁)